

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目									
調整方針	<p>(案)</p> <p>農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">関市の区域</td> <td style="width: 33%;">選挙委員18人</td> <td style="width: 33%;">選任委員2人</td> </tr> <tr> <td>洞戸村と板取村と武芸川町の区域</td> <td>選挙委員15人</td> <td>選任委員3人</td> </tr> <tr> <td>武儀町と上之保村の区域</td> <td>選挙委員10人</td> <td>選任委員2人</td> </tr> </table> <p>その後の委員会の取り扱いについては、新市において調整するものとする。</p>		関市の区域	選挙委員18人	選任委員2人	洞戸村と板取村と武芸川町の区域	選挙委員15人	選任委員3人	武儀町と上之保村の区域	選挙委員10人	選任委員2人
関市の区域	選挙委員18人	選任委員2人									
洞戸村と板取村と武芸川町の区域	選挙委員15人	選任委員3人									
武儀町と上之保村の区域	選挙委員10人	選任委員2人									
参 考 資 料											
	<p>資料は、第10回合併協議会(16年4月27日)に提出済み。(P25)</p>										